

活躍する修了生

ここでは、國學院大學法科大学院を修了し、法曹だけでなく、様々な分野で活躍する修了生を紹介します。法律家が、日頃どんなことを考えて過ごしているのかが分かるコラムや、修了生の卒業後の活躍の様子などを掲載しています。ぜひ、覗いてみてください。

■■目次■■

- P1. 阿部 哲也 氏【ロースクールから公務員の道へ】
- P3. 新藤 正敏 氏【開業 6 年目を迎えて】
- P5. 原 謙一 氏【実務と理論を架橋し、「法」の専門家を育成する法科大学院教育】
- P8. 小板橋 文男 氏【国のエネルギー政策を問う！】
- P11. 石田 由美子 氏【人のために役立つことの喜びを。実感している毎日です。】
- P12. 白山 聖浩 氏【白山弁護士と袴田事件】
- P13. 山田 圭一 氏【年末に関する話】
- P15. 田邊 聡 氏【「相手の立場に立つ」ということ】
- P16. 杉田 陽子 氏【人と出会う】
- P18. 清水 祐二 氏【純粹未修者の壁…教科書に書いていない当たり前のこと】
- P20. 大菅 和子 氏【弁護士と掛けて母親と解く、その心は…】
- P21. 石渡 幸子 氏【弁護士のCM事情】
- P23. 吉田 格 氏【最近の法曹界のIT事情などあれこれ その1】
- P26. 吉田 格 氏【最近の法曹界のIT事情などあれこれ その2】

2016 年 3 月 31 日



阿部哲也(あべてつや)氏

【現職】

品川区職員

【略歴】

平成 21 年 國學院大學法科大学院標準コース修了

公務員の仕事を選んだ理由

法科大学院2年の前期試験終了後の司法試験の勉強が本格化するときに、改めて自分の進路を検討したのがきっかけです。

それまでの期末試験の結果を自分なりに分析すると、未知の問題に対応することができる力が身に付いていませんでした。また、司法試験の合格率の状況等を鑑みて、司法試験一本に進路を絞ることは避けようと思いました。

また、私はもともと、消費者問題、労働問題等を扱う弁護士を志望していましたが、弁護士でなくとも行政の側から問題を解決することも楽しいのではないかと思います。

最初はこのような軽い気持ちで公務員試験を受けてみようと思いましたが、公務員の仕事を調べていくうちに、たくさんの魅力を知ることができ、公務員の道に進むことに決めました。そして、縁あって品川区役所に入区することができました。

私の仕事について

私は現在入区して4年目ですが、最初の3年は保育課、残りの1年は総務課で仕事をしています。

保育課というと、漠然と保育園の入園審査を行う部署であると思っていましたが、私が担当したのは保育園の職員管理でした。待機児童対策として子どもの受け入れ数を増やした分、保育の担い手が足りず、非常勤職員や派遣職員の採用を通じて保育園をバックアップする仕事でした。また、違う年には保育園職員の研修や、職員用の基本書作りにも携わりました。保育課での仕事で、公務員の仕事の幅広さを知るとともに、仕事の楽しさを知ることができました。

4年目は総務課の法規担当に異動になりました。仕事の内容としては、条例の審査、訴訟事務等を担当しています。

条例の制定は、区民の方々の権利義務に関わることになるため、適正に行う必要があります。調査が大変です。他の自治体の例や、区の例規全体とのバランス等を検討するため、一つの条例が世に出る際にも、膨大な事務が存在することが分かりました。

訴訟事務については、法規担当1年目から複数担当しています。行政が当事者となる事件は幅広く、法科大学院で学んだ法律を直接使うことはほとんどありません。しかし、法科大学院で学んだ法的なものの考え方は大変貴重なもので、現在もとても役に立っています。法曹の道には進みませんでしたが、充実した毎日を送ることができています。

品川区について

品川区は東京都だけでなく、全国で初の施策を行うことも多く、先進的な区です。そこで働く人はとてもフロンティア精神に溢れています。公務員になる人にとって品川区役所は、オススメです。



新藤 正敏(しんどう まさとし)氏

弁護士

【略歴】

- 1994年3月 関東学園大学経済学部経済学科卒業
- 1994年4月 地元(館林市)企業に就職
- 2005年4月 國學院大學法科大学院短縮コース入学
- 2007年3月 國學院大學法科大学院短縮コース卒業
- 2008年9月 司法試験合格
- 2009年12月 館林市で法律事務所を開業

ツインリングもてぎや富士スピードウェイで愛車マツダロードスターとともに

開業6年目を迎えて

私は、2009年12月に群馬県館林市で開業し、今年で6年目を迎えます。館林市は日本一暑いまちとして、この時期になると度々ニュースで取り上げられるので、ご存じの方も多いと思います。私は、その館林市で生まれ育ちました。司法試験合格後に、県内の法律事務所をいくつか訪問し、いい返事もいただいたのですが、勤務弁護士の仕事にはどうしても魅力を感じることができなくて、内定をお断りして修習後はすぐに独立することにしました。いわゆる「即独」です。最近では即独をする人も多いですが、私のときはまだめずらしく、群馬県内では皆無でした。

物件探しや開業資金の融資に関する相談は、修習中に行いました。お盆休みを利用して、地元の不動産会社や金融機関を回りました。そのころは、館林市には弁護士が一人しかいなかったこともあり、みなさん快く相談に乗ってくれました。弁護修習のときの先生には即独することを伝えていたので、独立に向けての指導をしてくださり、とても助かりました。また、事務員の方もこまかな事務処理について教えてくれて、とても役立ちました。そして、12月24日に正式に開業をしました。

開業後、まずは近くの裁判所に挨拶に行きました。館林市には簡易裁判所がなく、管轄地方裁判所は前橋地方裁判所太田支部になります。私が独立したころは、太田支部では国選事件の一本釣りがまだ行われていました。一本釣りとは、書記官が、地元の弁護士を任意に選んで事件の依頼をすることです。私が即独だったこともあり、太田支部の書記官さんが国選事件をたくさん回してくれました。1年目は、30件くらいやりました。初めてやった国選事件は窃盗事件でした。裁判の前日は緊張して全然眠れなかったことを今でも覚えています。また、破産管財人の仕事も、1年目から回してくれました。

とはいえ、事務所の経費が年間1000万円近くかかるので、国選事件や破産管財人の報酬だけではやっていけません。民事事件の仕事もどんどんとる必要があります。ただ待っていても仕事はこないで、前橋市にある法テラス群馬事務所へ挨拶に行くことにしました。ここでも皆さんよくしてくれて、法律扶助事件をいくつも回してくれました。しかし、それでも経費にはまだまだ足りません。そこで、人脈を広げるために館林商工会議所青年部(YEG)に入会することにしました。弁護士で YEG に入る人は大変めずらしいので、嬉しいことに大歓迎していただきました。とはいえ、すぐに弁護士を必要としている人などそういるものではありません。知り合いがたくさんできたからといって、すぐに仕事が増えるわけではありませんでした。思ったように仕事が増えなくて、不安や焦りが募りました。

当時は、弁護士の広告が自由化されて法律事務所のチラシや CM が増えてきていたころだったので、私も広告を出すことにしました。まずは、新聞の折り込み広告を出しました。40万円ほどかけて2万部配布したのですが、反応は全くありませんでした。とてもショックで途方に暮れてしまいました。しかし、そうしている間も日々の経費は発生します。くよくよしてはいられません。そこで、今度はタブロイド判の新聞に広告を出すことにしました。これは、すぐに反応がありました。広告は継続することが大切なので、タブロイド判の広告は、今でも毎月1回掲載しています。

最初のころは、金額の小さい仕事ばかりでしたが、どんな仕事でも一生懸命やりました。そうしているうちに地元での知名度が上がり、コンスタントに仕事が来るようになりました。開業してから、ずっと資金の心配が頭にあったのですが、8月ころにはそれもなくなりました。12月には、それまで軽自動車だった車を普通車に変えることができました(一括で払えました!)。そして、黒字決算で翌年を迎えることができ、3月には開業資金として銀行から借りていたお金を全額繰り上げ返済しました。7月には、地元のロータリークラブに入会しました。ロータリークラブとは、世界的な奉仕団体で、地元経営者の方が多く入会しています。YEG も同じく経営者の集まりですが、こちらは若い方が多いです。ロータリークラブは老舗企業の方が中心です。私が入会したクラブの会員は、皇后陛下のご親戚の方や、市長や商工会議所会頭など偉い人ばかりなので、始めはなかなか溶け込めませんでした。今では週に一度の集まりを仕事の合間の息抜きとして楽しんでいます。

2年目は、順調に仕事が増えていき、資金にも余裕ができました。私はもともと車好きだったので、セカンドカーとして、マツダロードスターを買いました。そして、プロレーサーの友人に連れられて、ツインリンクもてぎや富士スピードウェイに走りに行きました。サーキットでは、スピードメーターを振り切って走ることができるので、刺激的で非日常の世界を堪能できます。また、2年目の途中までは、事務員を雇わずに一人ですべてをやっていたのですが、初めて事務員を雇うことにしました。この方は今でも働いていて、とてもよくやってくれて助かっています。

このように、1年目から2年目にかけては順調にきたのですが、いつまでもそういうわけにはいきませんでした。館林市にも弁護士増員の影響は確実にきていました。市内には法律事務所が増え、東京の弁護士による出張相談会も頻繁に実施されるようになりました。そのため、3年目は2年目よりも売上が減ってしまいました(それでも黒字でしたが)。どうやって売上を維持・回復させるか悩みました。まわりの法律事務所は、みなホームページでの集客に力を入れていました。私も同じようにホームページでの集客に力を入れれば、仕事の取り合いになってしまうので、私は違う方法を選びました。アナログな方法に徹することにしたのです。地元の方々との交流を深めてつながりを広げ、信頼を積み重ねることによって、仕事に結びつけていくことにしたのです。時間はかかりますが、時間をかけて積み重ねた信頼は簡単には揺らぎません。ホームページは簡単に集客できますが、お客さんが離れていくのもまた簡単だと思うのです。

私は、YEG やロータリークラブでの活動をこれまで以上に精力的にこなしました。いろいろなイベントでボランティア活動に参

加し、清掃活動や駐車場の誘導員をしたり、お祭りのパレードに参加したり、かき氷をつくったり、ポスターを配ったり、何でもやりました。会議にも可能な限り出席しました。そうしているうちに、いろいろな役を任されるようになりました。イベントでの司会を務めることもありましたが、ミス館林フラワーレディコンテストでは実行委員長を務め、運営の総指揮を任されました。また、町おこしの企画で何度かテレビ出演し、群馬県出身のタレントJOYさんや元AKBの方と共演することができ、いい思い出になりました。ほかには、地元の名物おじいちゃんと一緒にテレビ朝日のナニコレ珍百景に出演して、見事珍百景に登録されたこともありました。そうしているうちに、多くの方々に名前を覚えていただくことができ、ロコミや紹介で、また徐々に仕事が増えていきました。

この5年半の間に、いろいろな仕事をしてきました。一般的な民事事件は一通りやりました。比較的多いのは、相続、不動産、交通事故です。少ないのは債務整理で、年に1～2件です。刑事事件については、国選事件は100件以上やったでしょうか。窃盗や薬物事犯が多いですが、殺人未遂や強姦致傷などもやりました。否認事件もいくつかやりました。昨年(2014年)の10月からは、館林簡易裁判所の民事調停委員を務めています。事件を第三者としての立場から客観的にみることができるので、勉強になります。また、今年(2015年)の4月からは、群馬弁護士会の常議員を務めています。大ベテランの先生から中堅・若手の先生まで、いろいろな先生の意見が聞けるので、こちらも大変勉強になります。さらに、念願だった一戸建ての事務所が今年(2015年)の12月に完成する予定です。

私は即独だったので、右も左も分からないままに試行錯誤の連続でした。正直、今でも半人前の弁護士です。ですが、地域に密着した弁護士であるということに関しては、誰にも負けない自信があります。いままで、ほんとうに多くの方々に支えられてきました。その方々がいたからこそ、今こうして原稿を書くことができます。それが私の強みであり、誇りです。最後まで読んでくださり、ありがとうございました。

2015年7月17日



原 謙一(はら けんいち)氏

西南学院大学法学部 専任講師

【略歴】

立教大学法学部卒業後、國學院大學法科大学院及び横浜国立大学大学院国際社会科学研究所博士課程後期を修了し、横浜国立大学成長戦略研究センター及び公益社団法人著作権情報センター附属著作権研究所の研究員を経て、現職。

実務と理論を架橋し、「法」の専門家を育成する法科大学院教育

今回、修了生のその後の活躍がわかるような記事をとのお願いを受けました。

現在、私は大学で研究職についています。多くの方は、「研究者になるために、なぜ法科大学院に入学したのか？」と疑問に思われるかも知れません。そこで、以下では、なぜ私が國學院大學の法科大学院に入学したのか、法科大学院修了までどのように過ごし、その後の生活・仕事に法科大学院での勉強や経験がどのように活かされたのかを紹介したいと思います。

國學院大學法科大学院は、6月に新たな決断を公表したところですが、法科大学院教育の重要性や社会における意義、そして、國學院大學法科大学院が生み出した教育成果を示すという意味でも、今回のお話を受けることにしました。

法科大学院への入学経緯

さて、私が大学2年次のことですが、当時、私は物権法の講義を受けていました。その頃、世間では時の内閣の方針で知的財産権の活用が進められ、その計画の一環として知的財産権の担保的な活用に注目が集まっていました。ところが、大学では抵当権をはじめとした不動産担保が講義の中心であり、実務と理論のギャップを感じ、社会で関心が寄せられている権利を担保化するという現象に非常に興味を持ちました。

大学では4年次に卒業論文のようなものを作成したので、そのまま修士課程に進学することも考えました。しかし、担保物権法の研究には民事訴訟法、執行法、破産法が関連し、さらに権利の担保化を研究するならば、民法上の債権から、知的財産権、株券、手形など各種の特別法上の権利まで見渡す必要があり、幅広い知識と実務的な知見の必要性を感じていました。

そこで、法科大学院も視野に入れて進路を検討していた際に、國學院大學法科大学院が「理論と実務の架橋」を掲げ、附属の法律事務所(渋谷パブリック法律事務所)でのリーガルクリニックが存在することを知り、まさに自分の将来の研究にマッチした大学院であると感じて入学を決意しました(もっとも、勉強時間を考慮して家からの距離や各種奨学金の存在も魅力でしたが)。

入学から修了まで

法科大学院在学中は、國學院大學法学部の先生方、さらに附属の法律事務所の弁護士教員の方々の手厚い指導を受けました。特に、渋谷パブリック法律事務所での臨床教育において、担保物権に関する重大事件を経験したこと、さらに、私が在学中、知的財産法は弁理士の先生が担当されており、この先生から最新の知的財産担保の実例や権利の担保が盛んなフランスの事情を知る機会を得たことも大変な刺激でした。

また、通常の修士課程では受講することができない要件事実論の講義を受けたことも 民法をこれまでと違った角度から見る良い機会となりましたし、法科大学院にはリーガルリサーチのプロが在籍し、リサーチの講義や演習を受けたことも研究面か

ら見て非常に貴重な経験でした。特に、國學院大學は法学部資料室、図書館の文献、データベースなどが充実しており、これを卒業後も利用可能であることも大変助かりました。

修了後

修了後の司法試験短答式試験合格後、横浜国立大学の博士課程後期に進学し、本格的に研究をスタートしました。当初は、修士課程を経ていない私は比較法研究のためのフランス語習得ができるのか非常に心配でした。しかし、好きこそものの上手なれというのか、また、横浜国立大学の指導教員、國學院大學法科大学院に当時在籍されていたフランス法を専門にされている先生の熱血指導もあり、なんとか博士課程後期在学中にある程度仏語文献を読めるようになりました(というほど読めてはいないのですが)。

博士課程後期に在学中はフランスで調査を行ったり、論文を作成したりと充実した日々を過ごしました。その間、知的財産権に関する論文で受賞(2013年公益社団法人著作権情報センター主催、第9回著作権・著作隣接権論文募集第2位入賞)しましたが、その際には民法と知的財産法の境界領域をテーマにしました。また、博士論文では会社法、手形法、電子記録債権法なども取り上げました。このように法科大学院で学習した幅広い基礎知識が修了後も研究・調査に役立っています。この点からいえば、法科大学院の専門教育は実務家養成だけでなく、研究者や企業法の専門家などの育成にも大いに役立つといえるでしょう。

こうして無事に法科大学院や博士課程後期を修了した後、私は研究所での勤務につきました。そこでは翻訳、共同研究・調査、自己の研究論文の作成などに着手し、非常に忙しい日々を過ごしました。この中で、どのように良好なパフォーマンスを発揮するかは重要なことですが、ここで、法科大学院における大量の勉強に自分がどのように着手し、進めてきたかという経験が役立ったように思います。

また、この頃、國學院大學法学部で学生を指導する機会をいただき、法学部の教職員の方々にも大変お世話になりました。人と違った厳しい進路を選択した私ですので、法科大学院を修了後、苦しいときや厳しい状況にあるときなど、國學院を訪問した際に廊下や図書室などで会えば常に明るく声をかけてくださった先生方には大変感謝しています。こうした人間的な温かみも、在学生や修了生にとってはとても重要なものであると感じています。

現在

現在、私は冒頭でもお示したように大学教員をしています。九州の西南学院大学法学部の所属です。これまでの研究・教育の経験を活かして学部学生の方々に指導しています。特に、民法や法学入門的な科目を担当する中で、法科大学院での学習経験を活かし、事例が豊富で具体的な講義をこころがけています。大講義でも、法科大学院のソクラティックメソッドを模倣して事例分析などをしながら、学生さんに具体的で多角的な思考を経験してもらっています。

法学部の1年生に法律を教える際、どうしても民法のみに縛られない知識が必要となります(特に法学入門などはそうです)。また、抽象的になりがちな法律専門的な概念を単に説明するだけでは1年生には伝わらないことも多く、社会における実例や実際の事情などを調査し、紹介する力が必要となります(これは研究職だけでなく、実務家が依頼者に応じるとき、社員が他の社員との会議や顧客対応を行うときにも役立つでしょう)。

研究面では権利の担保的な活用の制度設計をテーマに日仏の法制度の調査・研究をすすめています。

こうして、過去から現在までを振り返ると、あらためて思うのが法科大学院での学習の重要性です。法科大学院の多くの講義・演習から民法に縛られない知識を得たこと、また、実務的な体験や情報の調査力などを育成していただいたことは、現在の私の仕事の基礎となっています。それにとどまらず、法科大学院で多数の講義や演習をこなしていくという事務処理能力の育成は、研究、教育、その他学内の仕事など多数の仕事を同時に処理する力(そして、多くの仕事にへこたれない精神力)が育まれたと感じます。

加えて、卒業後に様々な進路(そのほとんどが法律の関連する分野)に進んだ友人との関係も法科大学院ならではの友人関係といえるでしょう。同期生とは、いまお互いに助け合い、情報交換しています。

私が法科大学院で学んできたことの多くが、また、そこでのつながりが、現在の自分を形成しています。このことから考えると、國學院大學法科大学院は、実務家として「法」を扱うプロを育成するだけでなく、研究者や企業人として「法」を扱うプロを養成する場でもあったのだと感じます。

今後は、これまでの自分の経験を活かし、自身が勤務する大学での教育や研究に全力を尽くしたいと思っています。

2015年2月23日

小坂橋 文男(こいたばし ふみお)氏

東京開智法律事務所
弁護士(東京弁護士会)

【略歴】

昭和49年 大学卒業

その後、公務員生活を送り、いわゆる外郭団体に勤務しているときに司法試験の受験を決意

平成21年 國學院大學法科大学院短縮コース修了

退職後に法科大学院に入学し、司法試験に合格したときはすでに還暦を迎えていた

昨年7月に東京電力を相手方とする事件を本法科大学院今井秀智教授とともに担当しています。東日本大震災後、エネルギー政策を巡ってはさまざまな動きがありますが、国のエネルギー政策について考えるヒントになると思いましたので、紹介します。

事件の概要



稼働できない状態が続く太陽光パネル

1500 キロワットの新たな太陽光発電施設計画に 3 億 6000 万円もの投資を行った建設業者(伊勢崎市)に対し、東京電力群馬支店は、送電線の容量が上限に達したとして電線網への接続を事実上拒否しました。そこで同建設業者は、太陽光発電事業の凍結を余儀なくされたとして、2014 年 7 月 29 日、東京電力に対し、配電線に接続できる地位の保全を求める仮処分を前橋地方裁判所に申し立てました(読売新聞群馬版 2014 年 7 月 29 日、上毛新聞 2014 年 7 月 25 日)。

伊勢崎市の建設業者は太陽光発電の事業化に際し、東京電力に対して送電設備について確認をしたところ、東京電力は、2014 年 2 月には、特段の設備工事なく接続可能と報告しておきながら、同年 4 月にその報告内容を一方的に変更して 19 億円に上る莫大な設備工事費用の負担を求めたとのことです。そのため、同建設業者は、2 月の報告を信頼して発電設備を完成させたにもかかわらず、その後の東京電力の態度変更によって未だ接続に至っていません。

伊勢崎市の建設業者は多額の資金を投下して土地を購入し、設備工事を行っているのに、未だ接続に至っていないために、資金調達の金利負担や売電できないため得られない逸失利益の損害を被っています。

仮処分申請は、接続できる地位の確認を仮に求めるというもので、異例なものですが、前橋地方裁判所の判断は、今後のエネルギー対策の推進にも影響を与える問題を含んでいます。

事件の背景

この事件の背景には、国策とインフラの遅れという問題があります。国は、自然エネルギーを重視し、電力の地産地消を進める対策を掲げる一方で、地方はそれを推進するために、新たな発電施設について固定資産税と都市計画税の課税を一定期間免除するなどの取組みをしてきました。ところが、発電された電力を送るための送電設備の増強対策が遅れているために、発電設備が整っても電力を送ることができず、事業化の目途が立たないという事態に陥っています。その結果、発電設備の事業化自体に黄色信号が点滅することになりました。

とくに、群馬県北部エリアは、固定価格買取制度(FIT)の導入により、太陽光発電設備の連系希望が急増し、このエリアから首都圏に送電する 15 万 4000V の送電線「上越幹線」の送電容量が不足することになりました。現行の制度では、最初に送電

容量を超えた発電事業者が、送電容量を増やす対策工事をいったん全額負担し、その後、3年以内にその電力系統に連系する発電事業者にも、対策工事の費用を按分して負担してもらう仕組みになっています。しかし、大規模な対策工事が必要になる場合、最初に送電容量を超過する発電事業者の初期費用の負担が大きく、最終的に按分される割合が不透明なため、事業化を見通せないという課題があります。

東京電力は、こうした問題点を解決するために、2014年7月24日、群馬県北部エリアでの再生可能エネルギー発電設備の電力系統への連系に際し、送電容量を増やす工事に使う負担金について入札を実施すると発表しました。それによると、群馬県北部エリアを「群馬県北部再エネ等募集エリア」に設定し、発電設備への系統連系の希望者を対象に、「上越幹線」の送電容量対策工事の費用を分担して負担する事業者を入札で募集し、負担金単価の高額入札者に電力系統への接続権を与えるというものです。

「群馬県北部再エネ等募集エリア」において高額入札者に対し系統への接続権を認める入札手続は、2014年12月1日から開始され、同月24日に開札されました。その結果は、東京電力が募集した容量に対して、事業者が応募した容量が大きく下回るというものでした。こうした結果はある程度予想されていたといえます。すなわち、東京電力は、2014年3月までの接続申込みで送電容量が上限に達したとして新たな接続申込みを制限したのですが、当時、接続申込みを行った事業者の多くは、まだ用地買収の目処も立っておらず実際に発電事業に着手するのかどうか分からないような事業者で、そうした事業者が、4月からの消費税率の上昇と電力買取価格の見直しを前にして、駆け込み的に接続申込みを行っていたのです。つまり3月時点で集計されていた申込みの多くは実体を伴わない申込みで、その結果、年末に実際に募集をしてみたら、駆け込みの申込者が一斉に辞退をして、応募容量が募集容量を大きく下回ることになったというわけです。

現在、東京電力は、追加入札を行っていますが、このままではさらに応募事業者が減少することが見込まれるとのこと。

その後の経過

保全処分の申請は12月15日に結審し、前橋地方裁判所は2015年1月16日に、本件申立を却下する決定をしました。その理由は、申立人には被保全権利が認められないというものでした。これに対して、「こうした結論は、裁判所が始めから決めていた東京電力寄りの判断である。接続が可能であると明言し、それを信じて設備工事を進めた事業者の地位を一方向的に覆した東京電力の態度を是認する判断であり、到底承服できない。」と考え、1月30日に、申立人は東京高等裁判所に即時抗告を申し立てました。

群馬県北部エリアのように送電線容量対策の必要性が顕在化しているエリアは全国的にも数多く存在し、送電容量増強工事の負担金が高額になることから増強工事が進まず、その結果、エネルギー政策も膠着状態になるという大きな弊害が生じています。今後の展開は、国のエネルギー政策の行方を考える端緒になると思います。



石田 由美子(いしだ ゆみこ)氏

東京開智法律事務所
弁護士(東京弁護士会)

【経歴】

平成 21 年 國學院大學法科大学院標準コース修了

ひたむきに学び、踏み出すことができた弁護士の世界。

人のために役立つことの喜びを、実感している毎日です。

大学時代は芸術系の学部で放送について学び、テレビ番組の制作会社に就職しました。その後、出版社を経て、結婚を機に退職。主婦として家の近所でパート勤務を10年位続けているうちに、気がつけば30代半ばを通り過ぎていました。「そろそろ人生の折り返し点なのに、私には何のキャリアも積み上がっていない」と痛感し、一生を打ち込める仕事、それも人のために役立つ仕事をしたいと思ったのが、人生の大きな転機になりました。いくつかの職業を考えた中で弁護士を目指し、絶対に後戻りできないという強い決意を持って國學院大學法科大学院に入学しました。

それまで六法全書を読んだこともなかった私が3年間の履修で司法試験に合格できたのは、ひとえに本法科大学院で学んだおかげだと思っています。まったく法律知識がなかった私ですが、むしろ「0」から積み上げていくことができたのが幸いでした。法律は体系であり、基礎がないところに無理に知識を詰め込もうとしてもうまくいきません。自己流の勉強ではなく、先生方を信頼して基礎から着実に学んでいけば、必ず受かるのが司法試験だと思います。

様々な分野の案件に取り組む現在、特に関心を持っているのが労働問題です。労働条件や雇用契約に関わるトラブルは数多く、特に契約社員やパート社員として勤務する方々が不利益を被るケースが絶えません。また、ごく普通の主婦が何らかのトラブルに巻き込まれ法律相談に訪れることも多々あります。そんな時、私がパート社員だった経験から、あるいは主婦の立場や観点からアドバイスをし、それが多少なりとも相談者へのサポートにつながれば、とてもうれしいことです。責任は重いですが、困っている人々の役に立っていると思えた時には、弁護士という職業にこの上ないやりがいを感じます。また、今まで知らなかった世界を経験できることも、この仕事の魅力でしょうか。例えば、生活保護に関わる案件で、短期就労者向けの簡易宿泊施設いわゆる「ドヤ街」に何度も通い、そこで暮らす人々の話を伺う機会もありました。

これまでと同様の人生を歩んでいたら、きっと想像もできなかった様々な体験によって、自分の視野が大きく広がっていくことを実感しています。

白山弁護士と袴田事件

2014年7月7日

逮捕から約48年間拘束され、死の恐怖と隣り合わせであった袴田巖死刑囚が無実を訴え続け、3月27日に静岡地裁で再審決定が下されました。

同日午前10時に、再審決定のたれ幕を高々と掲げて静岡地裁の玄関口に駆け出してきたのが、本法科大学院修了生の白山聖浩(たかひろ)弁護士です。有名な事件ですから、このニュースを見た方もいたと思います。

白山弁護士は、國學院大學法学部を卒業後、本法科大学院標準コースに入学し、修了後、司法試験に合格しました。出身は東京ですが、修習地が静岡で、そのまま静岡市内の弁護士事務所に勤務しました。

さまざまな事件を扱っている中で、袴田事件を知り、その弁護団の一人から声を掛けられ、弁護に参加することになりましたが、再審決定の瞬間に立ち会えたことは非常に幸運でしたと話していた白山弁護士です。

今年度は、4月30日と7月5日に実施しました学内での進学相談会に、忙しい業務の間をぬって体験談を話に来てくれました。当日は、熱心な受験生が多く、司法試験や法曹になるための心構え、法科大学院での様子等、活発な質疑応答が行われました。

受験生にとっても、実際に活躍する弁護士の話が刺激になったのであれば幸いです。



●執筆者紹介

山田 圭一(やまだ けいいち)氏

弁護士

【経歴】

平成10年 國學院大學法学部法律学科卒業

同年 (株)ぎょうせいに勤務

平成17年 國學院大學法科大学院短縮コース入学

平成19年 同大学院修了

同年 新司法試験合格

平成20年 司法修習修了(新第61期)

同年 弁護士登録

平成21年 恵比寿今井弁護士事務所勤務、現在に至る

【弁護士活動等】

東京弁護士会 法教育センター運営委員会 委員

【趣味・特技】

犬の散歩、読書、スポーツ観戦

年末に関する話

恵比寿の事務所から國學院大学に続く駒沢通りの銀杏並木が綺麗な黄色に色づきはじめて、秋だなあなんて思っていたら、あっという間に12月も半ばを過ぎて今年も残りわずかとなってしまいました。

毎年この時期になると、街の雰囲気は賑やかになるとともに、師走というだけあって、なにかと忙しく、慌ただしくなってきますよね。年賀状を書いたり、掃除をしたり、書籍や書類を整理したりとバタバタと動いていると、ああ今年も終わるんだなあ実感します。

みなさんがこのコラムを読んでいるころは、もう新しい年になっているかもしれませんが、私が司法修習生のときに聞いた年末に関する話を少し。

統計的にそういう傾向がみられるのかどうか調べたわけではないので、本当かどうかはわかりませんが、年末には和解が成立しやすいのだそうです。いろいろと理由はありますが、ひとつは、年内のうちに片づけられることは出来るだけ年内に終わらせて、心機一転、新年を迎えたいという心理が働くからではないかということでした。実際に私の周りでも年末が近づくにつれて、裁判上、裁判外を問わず、和解という早期の紛争解決手段を選択する案件が普段よりも増えているように感じます。和解することの善し悪しは別として、人はすべてを選択することなどできないのですから、優先事項を決定し何かを選択することは、自分と向き合って人生を考え、人生を選択することだと思います。

そう考えると、和解が多いといわれている年末年始は、自分と向き合い、自分のこれからの人生を考えて新たな気持ちで前に進むためのいい機会であるといえるのかもしれない。



受験生や在校生のみなさんは、しっかりと目標をもって前に進んでいることと思いますが、勉強の期間が長くなればなるほど新鮮な気持ちが薄れ、また努力の方向性も不透明になりがちです。自分にとって何が必要なかを明確にしてそれを意識することは、勉強の効果を上げることになりますので、年末年始を機に、これまでに勉強してきたことを振り返り、自分に身に付いているものと不十分なものを再確認してみるのもいいと思います。法学、法律学には必ずしも正解があるわけではありませんし、試験に関しても努力の割には効果が見えづらく、すぐに結果が伴うものでもありません。ですから、どうしても長期間にわたる継続した努力が必要不可欠となりますが、それでも、基本的な考え方や知識を地道に積み上げていくことさえできれば、自然と必要な能力は備わるはずですし、その能力が備われば、どんな問題に対しても自分なりに考えて回答すること出来るようになると思います。

弁護士の仕事も、正解がない様々な問題を悩み葛藤しながらも何かを選択していかなければならないという意味で同じだったりしますので、私も、年末年始を、一年間を振り返り、整理して、また新たな気持ちで新年が迎えられるような機会にしたいと思っています。

みなさんも、健康に気をつけて、よい年をお迎えください。



●執筆者紹介

田邊 聡(たなべ さとし)氏

弁護士

【弁護士活動等】

東京弁護士会 民事介入暴力対策特別委員会 委員

【趣味・特技】

ドライブ・野球観戦

「相手の立場に立つ」ということ

受験生、在校生のみなさんは、日々勉強に追われ、お忙しい毎日をお過ごしのことと思います。

私の方は、弁護士となって2年が経過しようとしています。当然のことながら、得意分野などと呼べるものはまだありませんが、依頼者の方からの相談を通じ、紛争を解決していくために弁護士としてどのように対処していくべきかという点に限っては、少しずつわかってきたように思います。

それは、相手の方の立場に立って物事を考えてみる、ということです。

これが、実は大変難しく、事件処理の終わった後、反省することもまだまだ多いのですが、これを基本的スタンスに弁護士活動を行っています。

弁護士として相談を受ける以上、まず、法律上の争点を明確にし、要件事実を意識して事実をとらえ、これをどのように立証していくべきか、という観点で物事を整理しようとしています。これが基本となることは間違いないのですが、紛争の解決を図るという視点では、必ずしもこれだけにとどまりません。

要件事実以外にも、相手方が当該事件で、どのような悩みを持ち、どのような点に大きな不満を持っているのか、こういった点を聞き役に徹し、聞いてあげることが大事だと思うことがよくあります(中には、優柔不断な方や自分の無理な言い分を通そうとする方もおり、このような方たちには、世の中のルールをストレートに伝えることも必要ですが)。

話を聞いてもらい、自分の感情を受け止めてくれたと思うに至った相談者の方は、自然に信頼関係も構築され、こちらの意見にもしっかり耳を傾けてくれます。紛争の解決のためには、法律を駆使するだけでは満足な結果は得られず、むしろ、法律は紛争を解決する手段に過ぎないのだと実感する毎日です。



さて、受験生や在校生のみなさん、相手の方の立場に立って、物事を考えるというのは、実は試験の場面でもとても大切だと私は考えています。

私が新司法試験に合格した際、合格体験記で「出題者とのキャッチボール」という話を書かせていただきました。これは、「聞かれていることに答える」、つまり、出題者の意図を考え、なぜこういった問題設定とされているのかを検討しながら回答していく姿勢が大切だということです。自分が覚えた知識をついつい答案上で展開したくなってしまいますが、世にいう「暗記答案」にならないよう、十分気を付けていただきたいと思います。

これを読んでいただいた方のうち、一人でも多くの方が、今後法曹界でご活躍されることを切に祈っております

2010年9月24日



●執筆者紹介

杉田陽子(すぎたようこ)氏

弁護士

【経歴】

中央大学法学部法律学科を卒業。

裁判所書記官として、東京地裁八王子支部(現・立川支部)刑事部に勤務中、担当検察官の正義感あふれる仕事ぶりに憧れ、自分も検察官になりたいと思い、退職して平成16年國學院大學法科大学院に入学。司法試験合格後、任検は叶わず、弁護士登録(新61期)。現在、南青山法律事務所勤務。

【弁護士会活動等】

犯罪被害者支援委員会委員

人と出会う

先日、ふと、これまでどのくらい法律相談に入ってきたのだろうと思い、データを集計してみたところ、289件の法律相談に入っていたことが分かりました。弁護士登録から1年8ヶ月、その間に289件という数字が多いのか少ないのかは分かりませんが、人と出会うことが、弁護士の日常のかなりの部分を占めるのだと改めて実感しました。

依頼を受けると、対立当事者やその代理人と会うことはもちろん、さらにより多くの関係者と会うことになります。

医療過誤訴訟にたずさわったときは、医師と会い、必要な範囲で医学知識をレクチャーしてもらいました。不動産がらみの案件では、不動産業者や不動産鑑定士、執行官とやりとりをすることが多かったです。少年事件を担当したときは、少年宅を家庭訪問してご両親と会ったり、学校の担任教師と会ったりしましたし、犯罪被害者支援活動を行う際には、県警の被害者相談窓口の担当者との連携が不可欠でした。顧問会社の法務担当者とは、会社で使用する契約書作成の際など、打ち合わせのための会合を重ねます。



このように振り返って見ると、本当に様々な人たちと出会ってきたのだなあと思います。これだけ様々な人たちと出会える職業はなかなかないだろうと思います。明日はどんな人と会えるだろう？という楽しみがあります。皆さんも、弁護士になったら、多くの出会いを経験されると良いと思います。それらの出会いを通じて、人の考え方・立場・対応の多様さやそれらに臨機応変に対応する方法など、実に多くのことを学ぶことができます。

・・・とは言え、仕事ですので、楽しい出会いばかりではなく、ストレスを受けること

も多いです。そんなときは、前職の同僚・上司や、修習同期の友人らと会ってストレスを発散するようにしています。皆さんも、いま一緒に勉強している仲間、これから訪れる修習同期との出会いを是非とも大切にしてください。将来、仕事上の出会いのストレスを癒してくれるありがたい存在になりますから。



●執筆者紹介

清水 裕二(しみず ゆうじ)氏

弁護士

【経歴】

平成11年 中央大学法学部法律学科卒業

同年 旅行会社勤務

平成16年 國學院大學法科大学院標準コース入学

平成19年 同大学院修了

同年 新司法試験合格

平成20年 司法修習修了(新第61期)

同年 弁護士登録

平成21年 東京リード法律事務所勤務、現在に至る

【弁護士会活動等】

東京弁護士会弁護士業務改革委員会委員

【法曹を志望した経緯】

「多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に受け入れる」(司法制度改革審議会意見書)という理念に心を奪われたため

純粹未修者の壁…教科書に書いてない当たり前のこと

前回のコラムで「話せばわかりあえるはず」という話が出ていましたが、これは、法律を教える側と初学者との間にもあてはまりません。現在、私は、学習アドバイザーとして、未修者の1年生を対象に、「教える」というよりも勉強の仕方についてアドバイスをしていますが、初学者と話をしていると、教える側が「当たり前」のことだと思っていることでも、初学者には正確に伝わっていないのではないかと不安に思うことがあります。

例えば、「法律は暗記ではない。」と言われることがあります。初学者は、これを聞いて、全く暗記しなくていいものだと勘違いして、基本的な定義や、判例の具体的な言い回しを理解しないまま、高度な法律論を学習し始めます。また、「論文は、自分で考えて、自分の言葉で書くべきだ。」と聞くと、初学者は、自分で自己流の学説を作り始めます。さらに、「判例は批判的に読むべきだ。」と聞けば、判例は重要でないものと勘違いし、判例を理解しないまま、反対説の学説を必死に勉強し始めます。

これらはあくまで極端な例ですが、教える側は、最低限の事項、基本的な定義、判例等を正確に理解していることを当たり前

の前提としています。基本を理解しなければ、どれだけ時間を費やしても、成果は出ないことは、教える側にとっては「当たり前」のことは必ずです。



そして、教える側の言う「正確に理解する」という言葉には、ある程度の暗記が必要であることは前提になっています。理解せずに、単に文字の羅列として暗記することができる人もいるのですが、暗記するためには理解する必要があり、理解する過程では、結果として一言一句ではなくとも、ある程度は自然と暗記していることにもなるでしょう。

「当たり前」のことは、そもそも、教わるものではなく、身近な合格者や先輩、同級生と接する中で、自然と身につけるものなのでしょう。法学既修者は、これらを法学部での4年間で身に付けているはずですが、純粋未修者にとっては、これらの「当たり前」のことは知る機会がないという点で、壁が存在するのかもしれませんが。

「当たり前」すぎて誰も教えないことこそ、純粋未修者は、身近な合格者や先輩、同級生と接する中で早く身に付けるべきでしょう。そのために、法科大学院を上手に活用してもらいたいと思います。

私自身も、学習アドバイザーとしての任期中、教える側と初学者との間の架橋の役割を果たしていきたいと思っています。



●執筆者紹介

大菅 和子(おおすが かずこ)氏
弁護士

【経歴】

平成2年3月早稲田大学法学部卒業

平成2年4月保険会社に入社したが、結婚のため2年で退職。以後専業主婦として家事育児に専念。

その後一念発起し、平成16年4月國學院大學法科大学院(既修コース)に入学、新司法試験合格を果たし、司法修習終了、弁護士資格を取得(新61期)。

現在 木村晋介法律事務所 恵比寿今井弁護士事務所勤務。

平成22年度國學院大學法学部兼任講師

【趣味】

テニス、読書、ラーメンの食べ歩き、洋裁

弁護士と掛けて母親と解く、その心は・・・

将来弁護士を志している方も多いでしょうが、弁護士になって最近痛感していること、それは相手に思いを伝え、納得してもらうことの難しさです。

依頼者との関係でもそうですし、相手方、さらには裁判所に対してなど、とにかく対話をして、こちらの思いを伝えるという場面がこれほど日常的とは弁護士になるまで想像していませんでした。

まあ人間価値観も千差万別ですし、こちらの言い方が下手で、真意が伝わらないこともあるでしょう。そもそも他人から言われることで、自分もそう感じていたとしても、素直に受け入れられないために、かえって拒絶してしまうという場合もあるでしょうし、うまく対話できず説得しきれない原因はいろいろなのでしょう。

それでも、どちらかというと、私は「話せばわかりあえるはず」的な発想が根底にあるので、まあ弁護士としては少々(というより随分?)甘いかもしれませんが、心を尽くして話せばなんとかなるはず、と信じているところがあります。

でも、どんなに心をこめ、童話の北風と太陽のごとく、はたまた「ひいてだめなら押してみる」の精神で、対話を試みても壁にぶつかることも多く、そんな時は自分の未熟さ、無力さを痛感させられます。

それでも、なんとか一生懸命説得し、たとえば和解がまとまったり、依頼者に方針が了解してもらえたり、被告人とコミュニケーションがうまく取れたり…この瞬間ほど心か

らよかったな、と思える時はありません。失敗も成功もあり、この積み重ねが、弁護士としての成長につながるのだと思います

(信じています)。

そして、話は横道に逸れますが、親であるということも、まさにこの繰り返しなんだなーと最近つくづく思います。生まれてから愛情を注ぎ、手の平の上でコントロールできていた子供も、成長するにつれいつしか手の平から降り、自己主張が強くなります。それは当然のこととはいえ、親にとっては子供のためと思っても、「親の心子知らず」とはよく本当によく言ったもので、なかなかこちらの思いを汲みとってくれません。でも衝突したときに、ただ親の意見を上から押しつけるだけでは、その場はおさまっても、きっと根本的な解決にはならないでしょう。対話し、時には見守り、心から納得してもらおう働きかける日々の積み重ねが、実は子供だけでなく親の成長にもつながり、それがまた本当の意味での子供の成長につながる、ということなのだろうと思います。とはいえ、どうしても感情が先に立ってしまうので、本当に難しいですが・・・親自身も日々試されているということでしょう。



さあ、果たして明日はどんな対話が待っているのでしょうか。この先ずっと弁護士を続けていく以上、そして親であることは一生続くのですから、わくわくするくらい心の余裕を持って、弁護士としての、親としての対話に取り組んでいこうと思います。

2010年5月27日



●執筆者紹介

石渡 幸子(いしわた ちきこ)氏

弁護士

財団法人千葉県国際文化教育財団評議員

【経歴】

早稲田大学政治経済学部政治学科を卒業。

雑誌記者に土曜会教育進路研究所経営と2足のわらじ

に加え、平成16年より國學院大學法科大学院入学で

3足目。ビギナーズラックで新司法試験をすり抜け、

司法修習終了(新61期)。現在、荻窪法律事務所勤務。

【弁護士会での活動】

東京弁護士会広報委員・消費者委員

関東弁護士連合会広報委員

日本弁護士連合会代議員

【趣味】

学生の受験指導が趣味で、情報収集に分析を得意としていた私。

これが証拠収集と分析に案外役立ち、先日は、労働審判で相手方への「申立取下勧告」というレアな結末を頂き、相方の先生に褒められました。法曹って、どんな趣味でもどこかで役立ちます。

弁護士のCM事情

最近、弁護士事務所のテレビCMを目にする機会が増えました。タレントを起用した本格的なものから、事務所名を歌にして繰り返すものまで、いろいろあります。中には、電通など名だたる広告代理店に依頼し、億単位の制作費をかけてゴールデンタイムで流すものまで。弁護士の広告自由化は、ほんとに最近のことですが、TVCMがここまで増えたのは、ほんの数年のことです。

弁護士事務所の業務広告については、弁護士会の中でも賛成反対論は分かれています。このコラムで踏み込むのはやめておきます。かわりに、地方弁護士会の面白CM事情をご紹介します。

弁護士会として、独自にTVCMをしているところは意外にあります。当然ローカルネットのものなので、東京にしていると目にする機会はほとんどないのですが、実は簡単に見る方法があります。それは、インターネット。勉強に疲れた受験生や、宿題を終えた院生は、気が向いたら「名古屋弁護士会 TVCM」で検索してみてください。名古屋弁護士会は、テレビで流したCMをホームページにのせて紹介していますが、検索したあなたは、シャチホコ夫婦の衝撃的事実を知るでしょう(！?)。さらに興味が出たら、福岡弁護士会のホームページも訪ねてください。福岡弁護士会は、全国の中で、もっともTVCMに熱心な弁護士会です。実は、CMの賞までとっています。

東京弁護士会？ 残念ながら、東弁・一弁に二弁のどこも、TVCMはしていません。昨年ちょっとだけ、何人かで「東京でもCMやろうよ」的な活動をしたものの、予算があわなくて却下されてしまいました。でも、このコラムをここまで読んでくれる方なら、もう一息、東京弁護士会でも検索してホームページを見てください。面白いCMはありませんが、活動内容や会としての意見表明など、たっぷりのっています。



法曹になるために勉強をする、でも何か行き詰まりを感じてしまったり。そんな時、気分転換に弁護士会のHP巡りをしてみるのはいかが？面白さの保証はしませんが、中で、自分の将来を決めるような発見があるかもしれません。一方で、弁護士会のHPを読んでつまらなさにうんざりしたそのあなた。東弁の広報委員会に入って、ぜひ改革をしてください！

2010年4月27日



●執筆者紹介

吉田 格(よしだ いたる)氏

弁護士

特定非営利活動法人 支援技術開発機構(ATDO)監事

【経歴】

東京大学工学部卒業

株式会社テクノネット入社

株式会社セントラルビジネス代表取締役就任

平成19年 木村晋介法律事務所勤務

平成20年 吉祥寺法律事務所 設立

【法曹を志望した経緯】

米国著作権法勉強会(及びそのための予備的法律勉強会)に参加して、ソフトウェアと法律の思考方法の違いに興味を抱き、法律をもう少し深く勉強したいと考えたから。

【得意分野】

科学的事実の認定が争われる訴訟

コンピューターやソフトウェア関係の訴訟

【趣味】

オペラ、ミステリ、海外ドラマ好き。また、ソフトウェア、コンピューター、数学、物理に関することには何でも興味がある。

最近の法曹界の IT 事情などあれこれその1

私は、かつて、あるベンチャー企業のプログラマーで、数学と物理とコンピューターが三度の飯よりも好きな典型的理系人間だった。頼まれれば、テレビの生中継のためのテロップ送出ソフトから、自動改札機のコントロールソフト、ネットワーク機器のデバイスドライバからビジネスソフトまで、なんでも設計してコーディングした。大学の工学部を卒業して、法律とは縁のない人生を送っているはずだった。

ところが、米国でソフトウェアの特許が認められるようになって、エンジニアも法律で武装しなければならない時代となった。

私は、著作権法勉強会へ誘われ、そこで、会社の顧問弁護士で私の恩師でもある人物から、なぜ会社が、法律上、人であるのかを教わった。法の基本的な理屈も、当時の私にとっては、カルチャーショックだった。

そんな私も今や弁護士となり、吉祥寺で法律事務所を開いている。特許関連訴訟に関与することもあるが、過払金を取り戻したり、法を甘くみて警察の留置場で過ごすはめに陥った普通の市民のために働いたりすることも多い。

残念なことに、私がコンピューター業界を去って、法律の勉強や仕事をしている間に、コンピューターやインターネットの技術や環境が、劇的に変化した。google 社のおかげで、いわゆる情報革命が、急速かつ過激に進行した。ソフトウェアエンジニアにとって、今ほど、面白い時代はない。

また、コンピューター業界だけでなく、ありとあらゆる業界で急速なグローバル化が進み、かつて、私が失望させられた日本社会の保守的な部分は、今や崩壊寸前である。

また、企業は、訴訟のリスクを覚悟して、積極的に新規ビジネスに算入しないと生き残れない時代になった。情報革命の時代においては、紛争は避けられない。日本の企業も、その意義を理解し、新しい思想を実践しなければ、生き残れないだろう。

コンピューター業界のトップを走る google や Apple、マイクロソフトも、訴訟を恐れていない。ビジネスチャンスは、法がまだ存在しないインターネットという未開の地にある。

最近、米 Apple 社が iPhone 関連のハード・ソフト特許 20 件を侵害したとして台湾 HTC 社を訴えた。台湾 HTC 社が google ブランドのモバイルフォンを製造したことから訴えられたので、Apple が google を牽制するために起こした戦略的な訴訟だといわれている。

米 Apple が問題にしている特許の中には、マルチタッチの画面ユーザーインターフェースのアイデアなども含まれている。そして、たしかに、ユーザーインターフェースは、iPhone をはじめとした商品の要となるアイデアである。

しかし、このように抽象的なアイデアが特許として認められれば、もの作りが大きな制約を受けることになる。私が技術者だったときに危惧したのは、まさに、こういう事態だった。

すべてを無料で提供するという google 社の考え方は、知的財産権による富の独占を否定している点で、共産主義革命に近いものがある。オープンソースを理想とする考え方もこれに属する。これに対立するのは、Apple など旧来のメーカーの知的財産権による搾取と支配を理想とする思想である。

もともと、Apple の iPhone にしても、google 社の提供するクラウドサービスやオープンソースの考え方抜きには商売が成立し

ないし、google 社も儲けなければ、結局は、その理想を実現することはできない。

今後どうなるのかは分からないが、少なくとも人類の幸福と未来に大きな影響を与える論争が起こっていることだけは事実である。



さて、ここで、私の個人的な IT 環境を紹介しなくてはならない。

私は、常に、レノボの ThinkPadX301 というノート型 PC を、ゼロハリのビジネスショルダーバッグや買物用の手提袋の中に忍ばせている。忍ばせているというか、十分重いのだが、休日に買い物に行くときも手放せない。この PC には、Windows7 と 8G のメモリーが載っていて、WiMax という高速ワイヤレスインターネット機能が内蔵されている。バッテリーで 2 時間半ほど駆動するが、電源も持ち歩く。この原稿の初稿も、その PC で出勤前に自宅で書き、裁判所に向かう電車の中で iPhone を使って校正して、メールで送信している。

また、私が裁判所に提出する書面は、通常、テキストエディターを使って作成している。

エディターによって作成された書式情報なしのテキスト文書でも、プリントアウトを少し工夫すれば、裁判所に出す文書としてほぼ問題がない。エディターはプログラマーの頃から手に馴染んでいるし、動作がきびきびして待たされるということがない。エディターを使えることは、プログラマーの特権かもしれない。

裁判所の期日のあと、すぐ隣の弁護士会館で書面を書き上げてプリントアウトし、その日のうちに提出することもある。

iPhone は、去年の夏、かつての上司から勧められて入手した。iPhone で、乗換検索、英語の学習、六法、辞書検索、ナビ、ゲーム、ビデオや写真をとること、素早くブラウズすることが出来たので、すぐさま虜になった。

おかげで、しばらくは、AU の携帯電話と iPhone を持ち歩くことになった。

しかし、iPhone の機能や可能性を理解し、本格的に仕事に活用するようになったのは、購入してから数ヶ月後である。法律事務所の業務で、クラウドコンピューティングのサービスを積極的に活用するようになってからだ。

私がクラウドで使っているサービスは、google カレンダー、evernote、dropbox、toodledo、gmail など、いずれも広く知られている定番のサービスばかりである。

その結果、長年、愛用していたシステム手帳はついに机の中にしまわれることになった。胸ポケットに刺さっているペリカンの万年筆は、いずれ iPhone のタッチペンに変わることになるに違いない。

クラウドとつきあい始めると、これからは、多くの業種や個人の生活においてクラウドの利用が当たり前となるのがわかる。

私の一日は、google カレンダーをチェックすることから始まる。iPhone が手元にないと、法廷で次回期日を入れることができない。クラウドに繋がっていないと、クライアントからの電話に対応できない。クラウドに慣れた今、検索できない紙のカレンダーと ToDo リストに戻ることはない。

法廷で私が入力したスケジュールは、即座にインターネット上のクラウドサーバーに反映され、事務所で他の者が私のスケジュールを確認できるようになった。電車の中でも、メールの添付ファイルを開いたり、クラウド上の準備書面をチェックできるようになった。

しかし、クラウドの素晴らしさは、iPhone とは別の話である。iPhone がクラウドにつながっているだけだ。今や、私は、クラウドに向かって書き、クラウドを読んでいる。

～[その2](#)へ続く～

2010年4月27日

最近の 法曹界の IT 事情などあれこれ その2

※[その1](#)からの続きです。

ところで、iPhone にはひとつ欠点がある。準備書面を読むには画面が小さすぎるのだ。iPhone で 40 頁の準備書面を読むとさすがに目が疲れる。

そこで、私は、米 Amazon 社のサイトで売られている Kindle という電子ブックを買ってみた。3 週間くらい前、アメリカから、クラウド(米 amazon サイト)に公衆回線を通じて繋がった状態の Kindle が届いた。スイッチを入れて数分後には、米国 Amazon の Kindle ストアからトマスハリスのレッドドラゴンというミステリや最新号の Newsweek、PC Magazine などの電子ブックを購入していた(英語だが)。

オーウェルのエッセイ集を買おうと思えば(買うつもりだが)、Kindle さえ手元にあれば、米国から 30 秒で購入してダウンロードできる。PC から電子書籍を買っても、amazon のクラウドが私の Kindle に自動的にダウンロードしておいてくれる。

いずれ、紙の本はほとんどなくなり、電子書籍だけが売られるようになるにちがいない。少なくとも私は、日本語の小説が Kindle で買えるなら、紙ではなくデータを買う。

ただし、Kindle は仕事には使えない。今のところ、メール一つ、満足に読むことができない。書面を校正することもできない。いずれ、できるようになるかもしれないが、それは少し先のことだろう。

だから、仕事に使うなら iPad である。Apple 社から出た巨大 iPhone ともいべき端末だ。私も、当然、購入した(我が家に届いたのは4月7日である)。iPad は、本や書類と親和性のある端末だ。スケジュール管理やメモをとるなら iPhone だが、書面を書いたり、本や書類を読むなら iPad である。

Kindle 購入と平行して、私をはじめたのは、書棚を占めている雑誌や小説、法律書を切り刻むことだった。刻まれた本は、スキャンされ、ハードディスクの中にファイルとして格納された。名刺整理用のバインダーは捨てられ、名刺はビニール袋にしまわれた。

私は、幾晩か、マリア・カラスのオペラを聞きながら、大切にしていた本を切り刻んでスキャンするという愉快的時間を過ごした。なぜ愉快的なのかというと、すべての情報が整理され自由にアクセスできる世界を目指すという情報革命の理想に少し近づいた気がしたからだ。

しかし、六法全書や法律書がパソコンに収まっても、あるいはクラウドがどうあれ、弁護士業務の本質はそれほど変わらないだろう。紛争はつきないし、訴訟はなくなる。弁護士たちは、手帳と六法ではなくスマートフォンと iPad を持ち歩くようになるかもしれないが、だからどうということはない。今までとそれほど、変わらないだろう。

私には、情報革命の時代における訴訟はこうあるべきという理想があるが、それはまた、別の話である。

最近、貧困が日本の若者たちを襲っている。恐ろしいことだ。路上生活者やリストラされた派遣労働者が、貧困からトラブルに巻き込まれる。弁護士の出番だ。世界はまたしても、疫病と貧困の暗黒時代を迎えるのだろうか。

一方、誰でも、それほどお金がなくても、自由に様々な情報にアクセスし発信できるようになった。現代のアレクサンドリア図書館は、インターネット上にある。誰でも、即座にその図書館に行くことができる。これも革命である。情報の価値に重きをおけば、そして、最低限の豊かさをクリアすれば、人類はこれまでより豊かに幸福に暮らせるようになったのである。

もし私が、早い時期に、法学部に入学して専門家に法律の基礎を教わっていたならと考えることがある。もう少しはましな人間になって、もっと世の中の役にたっていたらどうか。

私の小さな経験から考えても、落ち続ける限り、司法試験は底なし沼であり、悪夢である。法曹を志す者は、誰しも、本当に本気で法曹になりたいのかどうか、登竜門を叩くのが賢明な選択なのかどうか、何度でも考えるべきだ。ただ、はたからみても辛抱強く真剣に勉強していた人たちのほとんどは合格している。

最近、よく、仕事の合間に、iPad や kindle を持って山や海に出掛け、オペラを聴きながら、ミステリ小説を読んで過ごすことを考える。それが実現するのも、そう遠い未来ではなさそうだ。